

## トレタス出荷者利用マニュアル

### (目的)

第1条 本マニュアルは、トレタスの効率的かつ円滑な運営を図るために、トレタスの詳細な運営・利用ルールを定めるものとする。本マニュアルにおける出荷者とは管内J Aと農畜産物・農産加工品等の出荷登録を行った者をいう。

### (営業日・営業時間)

第2条 トレタスは、月1回の定休日(毎月第3火曜日)を除く毎日営業する。ただし年末年始の営業はその年毎に常務が決定する。また臨時に営業、休業を行う場合がある。

- 2 営業時間は午前9時から午後8時までとする。
- 3 営業日や営業時間を変更する場合は、1週間前までに掲示等を行う。

### (出荷)

第3条 出荷者は管内J Aを通じ次の書類を提出する。

- ① 年度利用出荷計画書 …様式1
- ② 誓約書(農産物、加工品のみ) …様式2—①②
- ③ その他法令に関する書類 …各書類写し

※食品衛生法及び福井県条例製造(営業)許可、もしくは届け出義務の必要な業種においては、製造(営業)許可書、もしくは届け出書の写しを提出する。

- ④ インボイス登録番号提供書 ※適格請求書発行事業者のみ
- 2 トレタスからの情報を迅速かつ確実に提供するため、出荷者は必ず自身のメールアドレス(携帯電話・パソコン)をトレタスに提供する。

### (出荷できる品目)

第4条 出荷者が出荷できる品目は次のとおりとする。他から買取った商品、譲り受けた商品、販売委託された商品は出荷しない。一部でトレタスが認めたものは例外とする。

- ① 出荷者自らが生産した農畜産物(主に野菜・花卉・果物、鶏卵・苗等)、米は除く。
- ② 出荷者自らが採取した特産物(山野草、林産物、菌茸類)。
- ③ 出荷者自らが製造した加工品など。
- ④ 出荷者自らが生産・採取した原材料で製造委託した加工品。
- ⑤ 出荷者自らが製造した手工芸品。
- 2 以上の出荷する商品は、各種関係法令を遵守したものに限る。

(販売価格)

- 第5条 トレタス内で販売を行う商品の販売価格は、出荷者自らが設定する。
- 2 本会は、市況や近隣の販売店の価格を考慮し、出荷者に聞かれた場合は必要なアドバイスを行う。

(生産履歴)

- 第6条 農産物の栽培に使用した農薬の使用を栽培日誌に記帳し、出荷の3日前までにトレタスへ提出する。ただし既に管内JA直売所に提出している場合は、この限りではない。
- 2 生産履歴(栽培日誌)の未提出や記帳内容に不備が確認された場合は、その会員の当該品目のバーコードラベルは発行されない。

(搬入・陳列・引き取り)

- 第7条 出荷商品は、トレタスが定める搬入時間内に、出荷者自らの責任で搬入する。また、トレタスにて販売不相当と判断される場合は、搬入及び陳列を断る。
- 2 搬入時間については原則として午前7時30分より行う。
  - 3 営業時間内の搬入・陳列を行う場合は、必ず所定の貸与する帽子を着用する。
  - 4 商品の搬入・搬出の際、靴底の泥や汚れを落とし清潔に心がけ、顧客の買い物の妨げにならないよう出荷者・出店者用駐車スペースを利用し、搬入口から入退室をする。
  - 4 搬入した出荷商品は、トレタスの指示に従って陳列する。他者の商品の陳列を妨害する行為や、乱雑な陳列は行わない。
  - 5 売り残り品等の引き取りは、出荷者自らの責任において営業終了時間までに行う。但し、日持ちの良い農畜産物、加工品、手工芸品についてはこの限りではない。

(出荷ラベルの発行)

- 第8条 出荷者は、バーコードラベルをトレタス及び指定集荷場所に設置したラベル発行機で出荷者自らが発行し商品に添付する。
- 2 出店者は、バーコードラベルを本会より割り振りされたコードを使用し、ラベル発行機で出店者自らが発行し商品に添付する。
  - 3 バーコードラベルのない商品は販売しない。
  - 4 消費税の表示方法は総額表示とする。
  - 5 バーコードラベルの費用は販売数量につき1枚1円/税別とする。

(特別集荷)

第9条 トレタスでは、管内J A直売所および指定集荷場等へ出荷される出荷物の集荷を行う。

- 2 出荷者は、1品ずつ値付け、包装、商品表示（食品表示）をした上で、トレタス指定の集荷場所に指定時間内に持ち込む。集荷した商品の陳列・販売および売れ残り品の引き下げは、すべてトレタスで行う。
- 3 集荷場所、集荷時間および売れ残り品の取扱い等は別に定める。

(出荷制限・商品管理・販売促進)

第10条 トレタスは、出荷の集中する品目について出荷制限を行う場合がある。

- 2 痛み、劣化、腐敗、安全性懸念、不適切表示等が発生した出荷商品は販売不適当と判断し、トレタス従業員にて売場から撤去する。
- 3 出荷者自らが行う販売促進を推奨するが、POP掲示やチラシについては薬事法、健康増進法、景品表示法などの関係法令を遵守する。
- 4 出荷者自らが行う、試食品の提供についてはトレタスに許可を得てから行う。
- 5 事故、万引き、盗難、自然災害などトレタスの責に帰さない損害への賠償は行わない。

(商品撤去)

第11条 商品の著しい痛み、劣化、安全性の欠如等によりトレタス従業員が販売することが不適切と判断した商品は出荷者の許可を得ず撤去することができる。

- 2 撤去した商品は、バックヤードの所定の場所に保管する。
- 3 トレタス従業員は、撤去の判断となった根拠について記載し、必要に応じて写真を添付する。
- 4 同じような事由による撤去を繰り返す場合や、撤去事由が重大であるとトレタス従業員が判断した場合は、出荷者においては第19条の定めに従う。

(商品包装)

第12条 ラベルは見えやすい位置にきれいに貼る。

- 2 ホチキス等の金属は使用しない。
- 3 出荷者は、食品衛生上適正な包装資材を使用する。
- 4 包装資材に薬事法に違反するような効果・効能を記載しない。

(販売手数料)

第13条 販売手数料については次のとおりとする。

**【販売手数料】**

- ・農畜水産物・特産物・手工芸品 18%
  - ・加工品（持込み） 18%
  - ・手工芸品 18%
  - ・対面販売 別途定める
  - ・冷蔵品、冷凍品 18%
- 2 販売手数料については外税とする。

（残留農薬の自主検査）

第14条 出荷者の商品より、年2回無作為に商品を抽出し、残留農薬の検査を行う。

- 2 検査は外部検査機関に委託する。
- 3 検査にかかる経費については本会負担とする。

（加工品の微生物検査）

第15条 出荷者の加工品より年2回無作為に商品を抽出し、加工品の微生物検査を行う。

- 2 検査は外部検査機関に委託する。
- 3 検査にかかる経費については本会負担とする。

（衛生管理）

第16条 出荷者が店舗内に出入りする際は、以下の項目を遵守する。

- ① 清潔な身だしなみを心掛ける。
- ② 店内入店時は靴底の泥や汚れを落とし清潔に心掛ける。
- ③ 店内入店時は手洗いをを行う。

（衛生検査）

第17条 加工商品出荷者は月1回の検便検査を行い、本会に検査結果を報告する。

（クレーム対応）

第18条 消費者からクレームが発生した場合の初期対応はトレタスで対応する。但し、出荷者の故意または過失が認められる場合は出荷者自らの責任において対応する。

- 2 クレーム対応、代替え品の提供、返金、損害賠償等の費用が発生した場合は、出荷登録先JAを通じ該当する出荷者に費用の請求を行う。

（出荷者への注意・出荷停止・登録解除）

第19条 次のような行為があった場合は出荷者に対して注意を行う。

- ① 農産物の生産履歴の記帳内容の不備を確認

- ② 搬入・陳列時に店内の美化を損なう場合
  - ③ 陳列台を専有するような行為を確認
  - ④ 品質、食品表示のチェック時に不備を確認
  - ⑤ 消費者からの軽微なクレームが発生した場合
  - ⑥ トレタス職員の指示に反した場合
  - ⑦ 利用マニュアルの定めに反した場合
  - ⑧ 他の出荷者とのトラブルが発生した場合
- 2 故意または過失による次のような行為があった場合は、嚴重注意または出荷停止を行う。
- ① 農産物の生産履歴の記帳内容に重大な不備を確認
  - ② 品質、食品表示のチェック時に重大な不備を確認
  - ③ 消費者からの重大なクレームが発生した場合
  - ④ 残留農薬検査、食品検査等の問題が発生した場合
  - ⑤ 関係法令に抵触する行為があった場合
  - ⑥ 知的財産権（商標権等）を侵害する行為があった場合
  - ⑦ トレタスの敷地内にて無断で直接相対取引を行った場合
  - ⑧ 利用マニュアルの定めに対して重大な違反を行った場合
  - ⑨ 他の出荷者との過度なトラブルが発生した場合
  - ⑩ その他 J A 福井県経済連及びトレタスの営業を妨げる行為、信用を傷つける行為を行った場合
- 3 故意または過失があり、トレタスの営業に支障をきたす行為、損害を被る行為を行った場合には登録解除を行う。
- 4 原因の解明及び事後処理の完了、改善対策が取り組まれる場合に限り、出荷を再開する。

(運営会議体の設置)

第20条 トレタスの運営・販売力向上を目的として、運営会議体を設置できるものとする。

(違反)

第21条 このマニュアルに違反した場合は本会が求める期間の出荷・営業停止とし、停止解除の判断は本会において決定する。

(その他)

第22条 このマニュアルの改廃は、常務が行い、出荷者へ通知する。

(附則)

このマニュアルは、令和6年10月1日から施行する。

このマニュアルの改定は、令和8年1月1日から実施する。ただし、第2条2項については、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間、営業時間を午前9時から午後6時までとする。又、令和8年1月1日から令和8年1月3日までの期間を休業日とする。